

生食発0901第7号
平成29年9月1日

各
〔都道府県知事〕
〔保健所設置市長〕 殿
〔特別区長〕

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

中国向け輸出水産食品の取扱いについて

中国向け輸出水産食品については、「中国向け輸出水産食品の取扱要領」（平成25年10月17日付け食安発1017第1号別紙）により取り扱っているところです。

今般、中国政府との協議が終了したことから、「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正について」（平成29年1月26日付け生食発0126第1号）の、記の第2において追って連絡することとしていた衛生証明書発行手続等その他の取扱いの規定を本日から適用することとしました。

については、下記に留意の上、その実施について特段の御理解、御協力をいただくとともに、貴管内関係営業者等への周知について、御配慮いただくようお願いします。

記

1. 中国向け輸出水産食品登録施設リストの更新

本年7月25日までに当省が確認した登録、変更及び削除のあった各施設について、厚生労働省ホームページ上の中国向け輸出水産食品登録施設（以下「登録施設」という。）リストに反映したものであること。

2. その他

中国政府との協議において、中国政府による登録施設の査察を本年12月以降に実施する方向で調整しているため、登録施設等関係者においては、中国政府が定める水産食品衛生関係規定を満たしていることを確認するとともに、適合していない項目を認めた場合には、必要な改善措置を講じること。